



川越市マスコットキャラクター ときも

特例屋外広告業登録業者のみなさまへ

埼玉県の屋外広告業登録の有効期間は5年間です。県登録の更新手続きがお済みになりましたら、川越市あてに県登録番号の変更に係る「特例屋外広告業変更届出書」の提出をお願いします。

1 埼玉県での更新申請を終えた後の手続きについて

埼玉県での登録を更新し、引き続き川越市において屋外広告業を営む場合は、川越市へ「特例屋外広告業変更届出書」(様式第31号)を提出してください。

また、川越市の区域内における屋外広告業を廃止した場合には「特例屋外広告業廃止届出書」(様式第32号)を提出してください。

2 届出方法

(1) 受付窓口

川越市都市景観課窓口へ持参、または郵送してください。

(2) 提出・必要書類

特例屋外広告業変更届出書(様式第31号)(市HPからダウンロード可能です)

※ 「変更事項」の欄に新旧の登録番号をそれぞれご記入ください。

※ 手数料はかかりません。

更新後の新しい登録番号の入った埼玉県発行「屋外広告業登録通知書」の写し

返信用封筒

※ 返信先の住所・宛名を記載し、必要分の切手を貼付願います。(長形3号⇒84円、角形2号⇒140円、副本が必要な場合は考慮した金額としてください)

3 その他の注意事項

(1) 登録事項の変更について

次の事項に変更があった場合についても、登録番号と併せてその他の変更事項をご記入のうえ、提出をお願いします。また、埼玉県において以下の事項の変更手続きを行ったことがわかる書類の写しを添付してください。(申請書の写し等)

① 登録者の住所・名前(法人にあつては、名称・代表者の氏名)

② 営業所の名称

③ 営業所の所在地(住居表示の変更を含む)

④ 屋外広告業を行う代表役員

⑤ 業務主任者 ※業務主任者の要件を証する書面の写し、及び住所が分かる書類(マイナンバーの記載がないもの)の写しを添付をすること

※ その他何らかの変更があった場合、届出が必要か不要か、都市景観課までお問合せください。

(2) 埼玉県での屋外広告業登録の更新をされない場合

川越市屋外広告物条例第41条第4項により、埼玉県登録業者でなくなったときは、川越市の屋外広告業者登録簿からもその記載事項が削除されます。埼玉県登録の有効期間が満了する前に埼玉県田園都市づくり課にて更新手続きを行ってください。

また、屋外広告業を廃止した場合は、埼玉県および川越市それぞれに届出が必要となります。詳しくはお問い合わせください。

【お問い合わせ先】

〒350-8601 川越市元町1-3-1

川越市都市計画部都市景観課 都市景観担当

電話：049-224-5961／FAX：049-225-9800

Eメール：toshikeikan@city.kawagoe.saitama.jp